

日本インダストリアルイメージング協会 産業財産権の取扱い規約

2006年10月17日制定
(2017年4月4日改正)

一般社団法人日本インダストリアルイメージング協会

1. 目的:

日本インダストリアルイメージング協会は、その分科会の活動における知的財産に関して 参加する会員(法人、公共団体、個人)の産業財産権に係わる取り扱いと遵守すべき事柄を定め「産業財産権の取り扱いに関する規約」として定める。

2. 対象とする産業財産権:

本規約で対象とする産業財産権は本協会の各分科会活動において審議される標準化テーマの内容の実現に必要不可欠のものをいい 下記内容の権利を言う。

- (1) 特許権
- (2) 実用新案権
- (3) 商標権
- (4) 意匠権

尚、著作権に関しては 別途定める規約によるものとする。

3. 本規約の適用範囲:

本規約は、日本インダストリアルイメージング協会の各分科会活動に参画する全会員を対象とする。 但し、日本インダストリアルイメージング協会理事会において認めた関連団体(以下単に関連団体という)であって、同団体が本規約を承諾する場合は対象に含める。

4. 産業財産権の提示:

日本インダストリアルイメージング協会会員がその分科会活動において その討議テーマに関連する技術提案を行い、且つ当該技術提案に必須の産業財産権を自己が所有していることを認識している場合(出願公開がされた場合を含む・以下同じ)は、当該会員は、その旨7項に従って提示する。

5. 産業財産権の提示の要請:

各会員は、各分科会にて審議される標準化テーマに関連して他の会員が行った技術提案について、当該他の会員が所有する当該技術提案に必須の産業財産権の存在を知った場合には、当該所有者たる他の会員にその見解を求めることができる。

6. 活動期間内における知的財産にかかわる提案：

各会員は、既存の技術又は公知の技術を活用して標準化の審議活動を行う場合、各会員が分科会活動の中で技術提案を行い、且つ当該技術提案に必須の産業財産権を自己が所有していることを認識している場合、その所有ないしは出願の旨を分科会内で知らしめるものとする。

新しい技術又は手法により、又はその技術又は手法を加えて標準化を推進するものについては、そのアイデアを提案する提案者はそれぞれの判断で事前に産業財産権の出願をしておくことが望ましい。分科会内に提案した後での取り扱いに関しては10項で定めることとする。

7. 提示された産業財産権の実施許諾に関する確認書の提出：

日本インダストリアルイメージング協会会員は、前4項、5項、6項によって提示される自らが行う技術提案に必須の産業財産権の取り扱いについて、添付の様式(1)「産業財産権実施許諾確認書」を、日本インダストリアルイメージング協会事務局に提出する必要がある。

8. 提示された産業財産権の実施許諾：

前4項、5項、6項によって提示された産業財産権についての実施許諾については、当該産業財産権の所有者は次の2分類の内いずれかに属するものとして、7項の「産業財産権実施許諾確認書」においてこれを表示する。尚、当該産業財産権が特許権である場合、当該産業財産権の所有者は、当該特許権における必須の請求項を、7項の「産業財産権実施許諾確認書」において表示する。

- (1) 対価の支払要求も特別な交換条件の提示もなく、実施許諾する。
- (2) 通常認められ得る範囲での対価ないし一般的な実施許諾契約に認められる程度の条件を提示し、実施許諾する。

9. 実施許諾がされない場合の対応：

前項にもかかわらず、会員が自社で保有する産業財産権の実施を許諾しないと判断した場合は、速やかにその旨を分科会主査に書面により提出する。分科会主査は直ちに事務局へ報告し、理事会を開催して、当該産業財産権が規格・標準化に不可欠なものであるかを判断する。必要があれば理事会において、以後の対策を講じるものとする。

10. 新規出願産業財産権の取り扱い、所有権および実施権:

各分科会活動の審議活動から生まれた新規技術に関して、日本インダストリアルイメージング協会が出願等を行うと判断し、その発明に関与する会員が当該出願等に同意した場合、当該会員が単独であれば当該会員が単独で行い、もし複数であれば当該複数の会員間で協議し共同出願を行う。

所有権は出願人にあるが、日本インダストリアルイメージング協会及びその分科会活動の趣旨・目的に鑑み、公平かつ差別なく合理的な条件で会員に対し実施権を許諾するものとする。

11. 産業財産権に係わる紛争:

日本インダストリアルイメージング協会が定めた標準規格・ガイドライン等に基づく事業化等の結果、会員又は第三者の産業財産権の実施を要するか否かについて評価・確認する義務は日本インダストリアルイメージング協会にはない。

前記にかかわる紛争等については、当該事業化当事者等がその責任と費用で対応するものとする。

12. 商標・ロゴ等の運用

日本インダストリアルイメージング協会の商標・ロゴ等の運用に関しては別途定めるロゴ等運用規定によるものとする。

13. 守秘義務

日本インダストリアルイメージング協会に参加する会員は、別途日本インダストリアルイメージング協会と守秘義務契約を結ばなければならない。

14. 標準規格の公開:

日本インダストリアルイメージング協会の分科会活動から標準規格が成立した場合、その規格内容を公開する。ただし、公開の方法、実施権の付与及び有償・無償の取り扱いに関しては都度協議を行うものとする。

15. 規約の変更:

この規約を変更する場合には、理事会の議決を必要とする。

(様式1)

日本インダストリアルイメージング協会事務局御中

年 月 日

産業財産権実施許諾確認書

提示者
会員法人名
代表者

印

所属／役職
住所又は居所

「日本インダストリアルイメージング協会産業財産権の取扱い規約」に基づき、提出者は、日本インダストリアルイメージング協会の規格・標準の使用のために必須である下記の産業財産権について、当該規約の7項に基づき提示された産業財産権の実施許諾」における以下のいずれかの取扱いを選択することを確認します。

- () 第1号 対価の支払要求も特別な交換条件の提示もなく、実施許諾する。
- () 第2号 通常認められ得る範囲での対価ないし一般的な実施許諾契約に認められる程度の条件を提示し、実施許諾する。

記

1. 必須となる標準・規格の名称
別紙1に記載のとおり
2. 産業財産権の表示
別紙1に記載のとおり
3. 添付資料(必要な場合)

以上

提示される産業財産権及び請求項一覧
(別紙1)

| | | | |
|---|--|--------------------|--|
| 出願日・創作日 | | 出願番号 | |
| 公開日・公表日 | | 出願番号・登録番号 (請求項) | |
| 名称: 対象技術: <div style="text-align: right;">(他国での出願・登録:)</div> | | | |